## 施設カルテ

番号 (2)-3 名称 堀切川地区コミュニティセンター 分類 文化系施設

### 【施設概要】

所 在 地	堀ノ内205番地3					
所 管 課	まちづくり防	災課				
設置根拠法令	おいらせ町コ	ミュニティ	ィセンター条	例		
管理運営形態	直営	指定管理	者名	_		
土 地	所有形態	町	敷地面積	1,320 m²		
	所有形態	町	延床面積	275 m²	THE SHARE STREET, STRE	
	築年月	Н 12	年 4 月	2000 年		
	法定耐用年数	22 年	経過年数	23 年		
建物	<b>構造</b> 木造					
	地上 1	階避	難所指定 指	定なし	アスベスト対応 非対応(建材)	
	地下	- 階 P	CB対応 無	l	バリアフリー対応 非対応	
	収容人員	68	人貸出可能	能単位数	単位	

### 【利用状況】

×	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用人数(人)		477	1,846	205	205	275
年間開館日数(日)		34	42	27	27	20
利用単位数(単位)						
開館日あたり平均利用人数(人/日)		14	44	8	8	14
稼働率(%)						

【経費状況】 (単位:千円)

	X	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	施設使用料•手数料		0	0	0	0	0
収	コピー機・公衆電話	• 自動販売機	0	0	0	0	0
入	その他		0	0	0	0	0
	合計		0	0	0	0	0
	光熱水費		349	247	233	208	219
	修繕費		33	0	66	39	56
支	委託料		40	35	32	16	15
	指定管理料		0	0	0	0	0
出	工事費		0	0	0	0	0
	その他		29	112	0	0	0
	合計		451	394	331	263	290
	収	支	△ 451	△ 394	△ 331	△ 263	△ 290

### 【コスト状況】

X	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者あたり	(円/人)	945	213	1,615	1, 283	1, 055
床面積あたり	(円/m²)	1,640	1, 433	1, 204	956	1, 055
開館日あたり	(円/日)	13, 265	9, 381	12, 259	9, 741	14, 500
人口あたり(円	3/人)	18	16	13	10	11

### 【施設の状態】

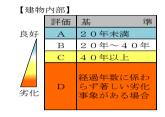
屋根屋上	外壁	建具	内装	給排水 衛生	ガス	空調換気	照明	スイッチコンセント	分電盤 受変電盤	外構
А	A	A	В	A	A	A	A	A	A	В

#### 劣化状況の概要

内壁やスロープに劣化が見られたが、概ね良好な状態を保っている。

修繕履歴、「おいらせ町公共建築物点検・診断マニュアル」による定期点検結果及び建築基準法第12条に基づく定期点検のほか、各法定点結果を勘案し評価した。

【評価	基準】	
	評価	基準
良好	Α	・概ね良好な状態。
	В	<ul><li>・劣化が始まり不具合があるものの、安全上、機能上、問題がなく 経過観察でよい状態。</li><li>・清掃、パッキンの取替え、タッチアップなど軽微な対応でよい 状態。</li></ul>
	С	<ul><li>・劣化が進行し、安全上、機能上、問題のある不具合がある状態。</li><li>・故障した部品交換、塗装の塗替えなど機能低下の速度を遅くする 修繕が必要な状態。</li><li>・劣化状況や範囲が保全点検では判断できず、詳細点検が必要な 状態。</li></ul>
劣化	D	・安全上、機能上、問題があり早急に対応する必要がある状態。 ・施設の耐久性に影響を与えている状態。 ・修繕、部品交換で対応が不可能な状態。 ・法令点検で不適格の状態。



### 【施設管理の基本的な方針】

驯

当施設は、地域住民の連帯感と自治意識の高揚を図りながら、コミュニティ活動を助長するために設置した施設である。

# 機能重要性

管理及び主に利用している堀切川町内会は、地域住民の親睦と福祉増進を図るとともに、地域生活環境の整備や防災に努め、明るく住みよい地域づくりを行っており、地域の活動拠点施設として重要な役割を担っている。

# 管理方針

長寿命化

現在の機能を有したまま維持管理し、目標使用年数まで使用する。

施設の役割や機能が損なわれないように計画的な修繕を実施し、長寿命化を図る。

平成12年度に建設した当該施設は、法定耐用年数に達し劣化が始まっている段階であるが、 これまでの維持管理及び修繕によって、施設の運営に支障をきたすような著しい劣化や破損等 は見受けられない状態である。

## 方針の考え方

このため、法定耐用年数による単純更新(改築)費用51,070千円と、目標使用年数まで施設を使用するために想定される劣化対策等費用9,998千円の比較により、長寿命化対策を行い、目標使用年数まで使用することとした。

### 【長寿命化対策に係る優先事項】

今後懸念される各部位・部材の劣化対策については、令和10年度に、屋根・外壁塗装を実施 予定。

| 法定耐用年数 | 22 年(令和 4 年度まで) | 目標使用年数 | 40 年(令和 22 年度まで)

計画期間 24 年 ( 平成 29 年度から 令和 22 年度まで )

## 期間設定の考え方

適切な維持管理及び劣化対策を実施した場合、法定耐用年数から18年程度は長寿命化が可能と考えられる。

※(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」及び(財)建築保全センター「建築物のライフサイクルコスト」等を参酌した。

### 【工事履歴・計画】

【工事履歴・ 対策時期	対策内容	概算額(千円)	備考
令和9年度 (2027)	アスベスト含有調査	198	屋根・外壁塗装に係る事前調査
令和10年度 (2028)	屋根・外壁塗装	8,800	部位・部材の修繕周期(15年)に 伴う劣化対策
適宜	法定点検や定期点検結果に応じた修繕	1,000	小規模修繕
	合 計	9, 998	

### ※経費状況における注意事項

- ・管理運営形態が直営の施設については、町担当職員人件費の配賦が困難であるため、人件費は未計上と なっています。
- ・管理運営形態が指定管理の施設については、指定管理者の人件費が含まれています。